

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方へ

## 新型コロナウイルス感染症の影響により 次の要件を満たす方は、 保険税（料）が減免となります。

### 【保険税（料）の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少（※）が見込まれる世帯の方

#### ※保険税（料）が減免される具体的な要件

事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険税（料）の減免額は、それぞれの保険の種類により異なります。  
ご自身が対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは担当窓口へお問い合わせください。

相談窓口はこちらです。川場村役場 ☎ 52-2111

国民健康保険税 ⇒ 住民課税務係

介護保険料 ⇒ 健康福祉課介護保険係

後期高齢者医療保険料 ⇒ 健康福祉課健康保険係